

外来腫瘍化学療法診療料 1 について

当院は、外来腫瘍化学療法診療料 1 の届出をしています。

外来化学療法を受けられている患者様には、以下の対応を行っています。

- 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。
- 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されています。
- 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。



公立那賀病院

作成：医事課 施設基準